公益財団法人日本高等教育評価機構大学評価のフォローアップの実施に 関する細則

(目的)

第1条 この細則は、公益財団法人日本高等教育評価機構(以下「本機構」という。)の 大学機関別認証評価に関する規程(以下「評価規程」という。)第16条第5項の定め により、改善報告書等の審議及びフォローアップに関し必要な事項を定める。

(改善報告書等の公表及び提出)

- 第2条 評価規程第16条第1項に定める「改善を必要とする事項」は、評価報告書に「改善を要する点」として付された全ての指摘事項を対象とする。
- 2 「改善を要する点」が2つ以上ある場合、「改善を要する点」ごとに改善報告書等を公表し、取りまとめて本機構に提出する。
- 3 評価規程第16条第2項に定める「指定の期日」は、評価を受けた翌年度から起算して3年間とする。
- 4 改善報告書等の受付期間は、毎年7月の1か月間とする。
- 5 改善報告書等の様式は、別に定める。

(改善報告書等の最終結果)

- 第3条 評価規程第16条第3項に定める最終結果は、「改善が認められた」、「改善傾向に あるが、今後の成果が望まれる」又は「改善が認められない」のいずれかとする。
- 2 最終結果のほかに、「所見」を付すことができる。

(その他のフォローアップ)

- 第4条 「不適合」と判定された大学は、評価規程第15条第1項に定める「改善を必要とする事項」以外の「改善を要する点」について、改善報告書等を公表及び本機構へ提出することができる。
- 2 前項の改善報告書等の公表及び提出等については、評価規程第16条第2項から第4 項の定め及びこの細則第2条、第3条の定めに準じて行うものとする。
- 3 本機構は、本機構で認証評価を受けた大学から講評や相談等の求めがあった場合、その対応について審議し、必要に応じて理事長の承認を得るものとする。
- 4 本機構は、講評や相談等を希望する大学に対し、文書の提出を求めることができる。

(雑則)

第5条 この細則の改廃は、大学評価判定委員会の議を経て理事長が決定する。

附則

この細則は、平成30年5月23日から施行する。

附則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、令和元年度以前に実施した大学

機関別認証評価は、なお従前の例による。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。